

障害児に係る厚生労働大臣が定める区分

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百七十二号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

障害児に係る厚生労働大臣が定める区分

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。

- 一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- 二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- 三 区分一 区分三及び区分二に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度

改正文 (平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一七四号) 抄

平成二十一年四月一日から適用する。